

## 秋田地域アダプト・プログラム実施要領

### 第1条（目的）

この要領は、社会貢献に意欲・関心を持つ団体（以下、「プログラム参加団体」という。）と行政が協働して、秋田地域振興局建設部（以下、「建設部」という。）が管理する道路及び河川（以下、「道路等」という。）の美化・維持管理活動をするものです。

### 第2条（事業の内容）

建設部は、道路等の一定区間において、清掃や除草などの美化・維持管理活動を定期的に行い、良好な道路等の環境づくりに積極的に取り組むプログラム参加団体を協働パートナー団体（以下、「活動団体」という。）として認定し、市町村と協力して必要な支援を行う秋田地域アダプト・プログラム（以下、「プログラム」という。）を実施します。

### 第3条（市町村への協力要請）

建設部は、プログラムの実施にあたって、プログラムの対象となる区間（道路等に限る。以下、「対象区間」という。）が存する市町村に一般ゴミの回収・処分等への協力を要請します。

### 第4条（プログラム参加団体）

プログラム参加団体は、参加希望の対象区間を管理する秋田地域振興局建設部長（以下、「建設部長」という。）に活動団体認定申込書（以下、「認定申込書」（様式第1号）という。）を提出します。

認定申込書を提出できる者は、道路等において清掃、除草等の美化・維持管理活動を行い、又は行おうとする団体（民間企業を含む）を原則とします。

### 第5条（活動団体の活動）

活動団体は、原則として、道路については、対象区間の100m以上の改良済区間、歩道設置済区間又は緑地帯のある区間についての美化・維持管理活動を行うこととします。また、河川については、原則として対象区間100m以上の堤防及び河川敷についての美化・維持管理活動を行うこととします。但し、対象区間において、複数の活動団体が重複する場合は、対象区間や活動時期の調整を行うものとします。

活動団体は、年間2回以上の道路等の美化・維持管理活動を実施するものとします。

### 第6条（建設部の支援）

建設部の支援は次の各号のとおりとします。

- （1）活動に要する資機材等の調整
- （2）秋田県公式webサイト美の国あきたネット等により、活動内容を一定期間掲載する等の情報発信
- （3）必要に応じ、別途定める秋田地域アダプト・プログラム支援事業（補助金）により活動団体を支援
- （4）その他、建設部長が特に認めるもの

### 第7条（活動団体の認定及び確認書の締結）

プログラム参加団体から認定申込書を受理した建設部長は、当該プログラム参加団体を活動団体として認定することに関し、審査の上活動団体を認定します。

建設部長は、活動団体を認定したときは、活動団体と速やかに「秋田地域アダプト・プログラムに関するパートナーズ確認書」（以下、「確認書」（様式第2号）という。）を締結します。

建設部長は、確認書を締結したときは、活動団体に対し、「活動団体認定証」（様式第3号）を交付します。

#### 第8条（表示板の設置）

建設部長は、活動団体の希望により、活動団体の名称等を記載した表示板を、対象区間内の道路等の管理上支障のない位置に設置することができるものとします。但し、対象区間において、複数の団体が重複する場合は、表示板の設置及び記載内容について調整を行うものとします。

#### 第9条（傷害保険への加入）

活動団体は、活動団体の構成員が確認書に定めた作業中にけが等をした場合に対処するため、自ら傷害保険に加入するものとします。

#### 第10条（助言と勧告）

建設部長は、市町村と協力し、活動団体の活動に対して必要な助言及び勧告ができるものとします。

#### 第11条（活動計画）

活動団体は、「年間活動計画書」（様式第4号）により、活動計画を事前に建設部長へ提出するものとします。

#### 第12条（活動報告）

活動団体は、「活動実績報告書」（様式第5号）により、活動実績を建設部長へ報告するものとします。

#### 第13条（事故等の報告）

活動団体は、活動中に事故が起こった場合は、直ちに建設部に連絡するとともに、詳細について「事故発生報告書」（様式第6号）により、建設部長に報告するものとします。

#### 第14条（協定の解除）

建設部長は、活動団体が「確認書変更・解除届」（様式第7号）により、確認事項の変更（解除）を申し出たときは、確認事項を変更（解除）します。

また、活動団体に関係法令等に違反する行為があったとき又は活動団体としてふさわしくない行為があったときは、予め活動団体及び市町村の意見を聴いた上で、活動団体の認定を取り消し、確認書を解除することがあります。この場合において、第8条の規定により設置した表示板は、撤去又は活動団体名称等の抹消を行います。

#### 第15条（その他）

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

#### 附 則

1. この要領は、平成28年7月1日から施行します。
2. 秋田地域アダプト・ロード・プログラム試行要領は、廃止します。